

生 . 環 . 銃 第 9 8 号

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

平成31年5月1日まで保存

東京都ライフル射撃協会会長 殿

警視庁生活安全部長



銃砲及び猟銃用火薬類の適正な管理について（依頼）

貴協会におかれましては、平素より銃砲及び火薬類の製造、販売等に係る事件・事故の防止に深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年4月30日に天皇陛下の御退位、翌5月1日には、皇太子殿下の御即位に伴う式典が挙行されます。また、これら式典に反対する勢力らによるテロ・ゲリラ等が敢行させる恐れもあり、銃砲及び火薬類について万全な体制を取る必要があります。

つきましては、貴協会の傘下各会員に対して、下記のとおり銃砲及び猟銃用火薬類の適正な保管管理の指導並びに銃砲等の携帯運搬の自粛などについて徹底していただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 平成31年4月22日（月）から同年5月1日（水）までの間、東京都内における銃砲及び猟銃用火薬類の運搬並びに携帯の自粛と下記事項の厳守をお願いいたします。
  - (1) 銃砲及び銃砲用火薬類の運搬中における盗難又は紛失防止のため、法令を遵守し、厳正な保守管理に努めてください。
  - (2) 実包の譲受けに当たっては、その都度必要量を購入し、残弾が生じないようにしてください。
  - (3) 銃砲及び銃砲用火薬類の盗難又は紛失事故等が発生した場合には、直ちに110番通報をお願いいたします。
- 2 本件に関する問合せ先  
警視庁生活環境課 銃砲刀剣類対策係 03-3581-4321（内34153）